

# 福井県報

第 280 号  
令和 6 年  
1 月 9 日(火)  
火曜日発行

## 告示

### 目次

- 有害な興行の指定(一・県民安全課)……………一
- 団体営土地改良事業に係る換地処分(二・丹南農林総合事務所)……………一
- 砂防災害復旧工事5災3号の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三・土木管理課)……………一
- 河川災害復旧工事5災2号その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(四・同)……………三
- 河川災害復旧工事5災2号その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(五・同)……………四
- 武生商工高校管理・特別・普通教棟(中央・東側)リノベーション建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(六・同)……………六
- 河川区域の変更により生じた廢川敷地等(七・河川課)……………八

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(財産活用課)……………八
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(同)……………一一
- 公共測量の実施(土木管理課)……………一二

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(一)……………一二
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(二)……………一二
- 政治団体の解散の届出(三)……………一三
- 資金管理団体でなくなった旨の届出(四)……………一三

監査委員会告示

- 監査の結果に関する報告の公表(一)……………一四

## 告示

**福井県告示第1号**  
福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年12月20日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	サンクスギビング (原題) THANKSGIVING	ソニー・ピクチャーズ (アメリカ)

### 福井県告示第2号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、武生坂口土地改良区(中津原地区)から令和5年12月18日に換地処分をした旨の届出があったので、同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

### 福井県告示第3号

砂防災害復旧工事5災3号の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

砂防災害復旧工事 5災3号

(2) 工事場所

木ノ勢谷川

福井県大野市上打波 地係

(3) 工事概要

復旧延長 38.5m

砂防堰堤工 1基

付替道路工 1式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県奥越土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年1月9日（火）から同年1月25日（木）まで（福井県の休日を含める。条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県大野市友江11-14

福井県奥越土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)イに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第4号

河川災害復旧工事5災2号その1の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

河川災害復旧工事 5災2号その1

(2) 工事場所

一級河川 打波川

福井県大野市上打波 地保

(3) 工事概要

復旧延長 214.5m

落差工 1基

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県奥越土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと

- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等の入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- ク 共同企業体の構成員の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続  
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
- (1) 提出書類
- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）
- エ 共同企業体協定書
- オ 技術職員名簿
- カ 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等
- ク 交付期間  
令和6年1月9日(火)から同年1月25日(木)まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- キ 交付場所  
福井県大野市友江11-14  
福井県奥越土木事務所総務課
- (3) 申請書等の提出期間等
- ア 提出期間  
申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所  
申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法  
郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。  
なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
- エ 提出部数  
正本1部および副本1部
- 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定 特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。  
なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であつても、申請書を提出した後開れらるまでに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。
- 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間  
特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。
- 6 その他  
特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先  
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
電話番号 0776-20-0470
- 福井県告示第5号**  
河川災害復旧工事5災2号その2の2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

河川災害復旧工事 5災2号その2

(2) 工事場所

一級河川 打波川

福井県大野市上打波 地係

(3) 工事概要

復旧延長 187.0m

落差工 1基

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県奥越土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構

成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続  
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年1月9日（火）から同年1月25日（木）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9

時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県大野市友江11-14  
福井県奥越土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第6号

武生商工高校管理・特別・普通教棟（中央・東側）リノベーション建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

武生商工高校管理・特別・普通教棟（中央・東側）リノベーション建築工事

(2) 工事場所

福井県越前市文京1丁目 地係

(3) 工事概要

管理・特別・普通教棟（中央・東側）鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積2,475.2㎡の内外装改修工事

仮設トイレ・仮設便り廊下 軽量鉄骨造 平屋建て 延べ面積46.5㎡の建設工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県丹南土木事務所管内、福井県嶺南振興局敦賀土木事務所管内または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている

者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工経経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和6年1月9日(火)から同年1月24日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開れらるまでに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間  
特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他  
特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先  
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
電話番号 0776-20-0470

#### 福井県告示第7号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

- その関係図面は、福井県土木部河川課および丹南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
- 令和6年1月9日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 河川の名称  
九頭竜川水系一級河川鹿森川
  - 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和6年1月9日
  - 3 廃川敷地等の位置  
南条郡南越前町南今庄40字宅地ノニ44地先から同町南今庄36字宅地ノ一47地先まで
  - 4 廃川敷地等の種類および面積  
土地 846.49平方メートル

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

- 令和6年1月9日  
福井県知事 杉本 達治
- 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称および数量

福井県庁舎、福井県議会議事堂および福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電気

6, 693, 000kWh（高圧受電、契約電力1,700kW）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 需要場所

福井県庁舎等

福井県福井市大手3丁目17-1

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入および省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再生エネの創出・利用の取組ならびに電源構成および二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す



る暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者  
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者  
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合限り、紙入札承認願(入札説明書別紙様式5)を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」および「電子入札に関する取扱い」による。

#### 4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県総務部財産活用課 庁舎グループ

電話 0776-20-0252

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

#### 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書別紙様式1)に必要な書類(入札説明書別添1参照)を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年1月9日(火) 9時から令和6年2月5日(月) 17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用登録したものである。

イ 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

(ア) 提出先

〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県総務部財産活用課 庁舎グループ

(イ) 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間必着とする。)

(3) 競争入札参加資格申請

2に示す競争入札参加資格について別に知事が行う審査により認定を受けていない者については、9(7)に従い開札までに資格の認定を受けなければならない。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年2月27日(火) 8時30分から17時まで  
令和6年2月28日(水) 8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和6年2月29日(木) 11時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁 6階 入札室

7 入札方法

入札説明書による。

8 落札書の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置  
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと。  
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- (7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所  
ア 申請の受付時期  
福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。  
イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県会計局会計課 総務事務第三グループ  
電話 0776-20-0253
- (8) 本調達は、令和6年度予算の成立を条件とする。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be required  
Electricity for Fukui prefectural office building
- (2) Date, time of bidding  
11:00am, February 29, 2024
- (3) Period of contract

1-April-2024 to 31-March-2025

## (4) Contact point for the notice

Asset utilization division, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte, Fukui City,  
Fukui Prefecture, 910-8580 Japan.  
TEL 0776-20-0252

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

## 1 大規模小売店舗の名称および所在地

AOSSA

福井県福井市手寄1丁目4番1号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

・内田 雅基 福井市日之出一丁目24街区7番1

・宇野 祐三 福井市宝永二丁目9番10号

・久我 晶 福井市春山一丁目5番4号

・久我 亘 福井市春山一丁目5番4号

・富永 隆盛 福井市開発四丁目107番地1

・牧野 正武 福井市板垣三丁目1420番地

・横山 剛史 福井市小和清水町第67号1番地

・健康ステーション株式会社

代表取締役 上野 裕司

鹿児島県霧島市国分姫城3080番地1

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

・イズム

(変更後)

・AOSSA

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名および住所

(変更前)

- ・株式会社ワールド  
社長執行役員 寺井 秀藏  
神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
- ・有限会社フーズワン  
福井市中央一丁目9番8号
- ・有限会社ライオンズ  
代表取締役 中島 正一  
福井市和田東1-201北島ビル1F
- ・株式会社ハニーズ  
代表取締役 江尻 義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
- ・株式会社ウイザー  
代表取締役 中澤 征史  
大阪市中央区西心斎橋2-3-12
- ・有限会社花友  
代表 浜口 正美  
坂井市三国町三国東五丁目1-20  
(変更後)
- ・株式会社ウイザー  
代表取締役 供田 恭輔  
東京都渋谷区恵比寿南1丁目16番3号
- ・有限会社花友 代表取締役 松村 保代  
福井市光陽二丁目18番2号
- ・株式会社オナガマガネ  
代表取締役 小永 純一  
福井市木田町2212番地
- ・株式会社セリフ  
代表取締役 河合 映治  
岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地

4 変更の年月日

(1) 平成19年4月19日

(2) 平成24年10月12日 他

5 届出のあった日

令和5年11月10日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

福井市商工労働部商工振興課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゾリスム福井

福井県福井市大手1丁目201番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役 山越 健司

石川県金沢市木ノ新保町1番1号

3 聴取した意見の概要

(1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場として届出がされているため、代表者の氏名及び住所が変更となる場合は、同条例に基づく「氏名(名称、住所、所在地)変更届出書」を提出すること。また、店舗面積の拡張に伴い、同条例の特定工場の要件に該当する施設に変更(追加・廃止)がある場合には、同条例に基づく「特定工場変更届出書」を併せて提出するとともに同条例の規制基準を遵守すること。

・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出すること。

・早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業をなるべく避けること。

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。  
 ・百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500㎡を超える施設は、店舗面積50㎡ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場（駐輪場）を可能な限り設置すること。  
 ・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観条例にかかる届出を提出すること。（屋外広告物の表示（設置）許可申請とは別の届出となる。）

#### 4 聴取した意見の縦覧場所

- 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- 福井県福井市手寄1丁目4番1号  
福井市商工労働部商工振興課
- 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
  - 縦覧期間  
公告の日から1週間
  - 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年12月14日に越前市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年1月9日

福井県知事 杉本 達治

- 測量計画機関の名称  
越前市
- 作業の種類  
公共測量（数値地形図データ更新：地図情報レベル1, 000）
- 作業の期間  
令和5年12月15日から令和6年3月31日まで

令和6年1月9日（火）

福井県選挙管理委員会 第280号

#### 4 作業の地域 越前市全域

### 選挙管理委員会告示

#### 福井県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

（政党の支部）

（1）以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年11月27日	自由民主党福井県坂井市第八支部	渡辺 竜彦	山田 隆夫	坂井市春江町江留上本町14-1
令和5年12月6日	自由民主党福井県あわら市第一支部	笹原 修之	細川 直樹	あわら市春宮3-19-15
令和5年12月12日	自由民主党福井県福井市第九支部	福野 大輔	吉越 明美	福井市安保町8-21

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年11月21日	最強福井の会	池上 優徳	堀川 秀樹	福井市経田1-208

#### 福井県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のと

おり告示する。

令和6年1月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年5月11日	岸田文雄福井後援会	清川 肇	会計責任者 井澤 茂	山浦 節櫻	
令和5年5月26日	日本行政書士政治連盟福井県支部	青木 克博	代表者	青木 克博	
			会計責任者	村上 玲	
令和5年11月20日	佐々木勝久後援会	加藤 團秀	代表者	黒田 一郎	
令和5年12月11日	福井県改革協議会	川畑 孝治	会計責任者	山口 健太郎	
令和5年12月2日	自由民主党武生支部	宮本 俊	主たる事務所の所在地	越前市横市町22-29-5	
令和5年12月6日	ふくい刷新プロジェクト	鈴木 綾葉	主たる事務所の所在地	福井市田原2-5-11	

福井県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年11月10日	みんなが鯖江をつくる会	山岸 充
令和5年12月13日	奥村義則後援会	奥村 義則

福井県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資

金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
奥村 義則	奥村義則後援会	令和5年12月13日

## 監査委員告示

### 福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月9日

福井県監査委員 兼井 大

同 山浦 光一郎

同 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

定期監査等の結果および意見

#### 第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

##### 1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和5年7月から8月までの間に定期監査等を実施したもののうち、普通会計（本庁）および公営企業会計に係る124機関である。

##### 2 監査の主眼および重点事項等

- （1）定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の3点を重点事項として実施した。
- ア 現金等の取扱いについて
- イ 補助金の執行について

ウ 公用車の管理について

（2）行政監査においては、次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から実施した。

ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

#### 3 監査の実施内容

対象124機関のうち、116機関については実地監査を、8機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本庁	出先機関	計	
				実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	74	0	74	66
	会計局	3	0	3	3
	教育委員会	6	0	6	6
	各種委員会	3	0	3	3
	公安委員会	33	0	33	33
議会局	1	0	1	1	
公営企業会計	3	1	4	4	
計	123	1	124	116	8

##### （1）実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会の局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

##### （2）書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和5年7月14日に実施した。

#### 第2 監査の結果

##### 1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は126件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区分	勧告 件	指摘事項 件	指導事項 件	計 件
予算関係	0	0	0	0
収入関係	0	2	9	11
支出関係	0	4	39	43
契約関係	0	0	29	29
工事関係	0	0	2	2
財産管理関係	0	11	24	35
その他	0	1	5	6
合計	0	18	108	126

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計

ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	5. 8. 23	財産活用課	5. 8. 23
知事公室広報広聴課	5. 8. 23	情報公開・法制課	5. 8. 23
財政課	5. 8. 23	大学私学課	5. 8. 23
税務課	5. 8. 23	市町協働課	5. 8. 23
人事課	5. 8. 23		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

イ 未来創造部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関 <td>実施年月日</td> <td>対象機関</td> <td>実施年月日</td>	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	5. 7. 19	新幹線・交通まちづくり局	5. 7. 19
D X推進課	5. 7. 19	新幹線建設推進課	5. 7. 19
女性活躍課	5. 7. 19	新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課	5. 7. 19
県民協働課	5. 7. 19	統計調査課	5. 7. 19
新幹線・交通まちづくり局 新幹線政策連携室	5. 7. 14		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。
  - (a) 財産管理関係
    - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。  
(修繕費 149,047円) (未来戦略課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ウ 防災安全部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	消防保安課	5. 8. 21
県民安全課	5. 8. 21	原子力安全対策課	5. 8. 21
危機管理課	5. 8. 21		

(イ) 結果

- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

エ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	新幹線開業課	5. 7. 31
魅力創造課	5. 7. 31	文化・スポーツ局 文化課	5. 7. 31
定住交流課	5. 7. 31	文化・スポーツ局 スポーツ課	5. 7. 31
観光誘客課	5. 7. 31	文化・スポーツ局 ふくい桜マラソン課	5. 7. 31

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。
  - (a) 財産管理関係
    - ・ 公用車を損傷し、修繕費等の支払が発生していた。  
(修繕費等 116,193円、99,451円) (文化・スポーツ局スポーツ課)
  - (b) その他
    - ・ 委託契約において、支出証拠書類を紛失し、偽造により作成し直しているものがあった。  
(文化・スポーツ局文化課)
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

オ エネルギー環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	循環社会推進課	5. 8. 21
エネルギー課	5. 8. 21	自然環境課	5. 8. 21

環境政策課 | 5. 8. 21

- (イ) 結果
- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。
- (a) 支出関係
- 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。(自然環境課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

カ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	児童家庭課	5. 8. 8
地域福祉課	5. 8. 8	健康医療局健康政策課	5. 8. 8
長寿福祉課	5. 8. 8	健康医療局地域医療課	5. 8. 9
障がい福祉課	5. 8. 8	健康医療局保健予防課	5. 8. 8
子ども未来課	5. 8. 8	健康医療局医薬食品・衛生課	5. 8. 9

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。

- (a) 収入関係
- 昨年度に引き続き、栄養士免許申請手数料について、証紙の抹消を誤り、過誤納金として還付しているものがあつた。(健康医療局健康政策課)
- (b) 支出関係
- 昨年度に引き続き、補助金について、補助事業に要する経費が20%以上減額になつたにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執つていないものがあつた。(児童家庭課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

キ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	産業技術課	5. 8. 18
経営改革課	5. 8. 18	商業・市場開拓課	5. 8. 18
労働政策課	5. 8. 18	国際経済課	5. 8. 18
成長産業立地課	5. 8. 18		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。

- (a) 支出関係
- 報償費および旅費について、債権者を誤つて支出し、後日返納を受けているものがあつた。(経営改革課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	農村振興課	5. 8. 7
流通販売課	5. 8. 7	農地保全整備課	5. 8. 7
福井米戦略課	5. 8. 7	水産課	5. 8. 7
園芸振興課	5. 8. 7	県産材活用課	5. 8. 7
中山間農業・畜産課	5. 8. 7	森づくり課	5. 8. 7

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。

- (a) 支出関係
- 昨年度に引き続き、補助金について、補助金額に影響はなかつたものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。(流通販売課)
- (b) 財産管理関係
- 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。(園芸振興課)

- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ク 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	5. 7. 14	砂防防災課	5. 8. 3
土木管理課	5. 8. 3	港湾空港課	5. 8. 3
道路建設課	5. 8. 3	都市計画課	5. 8. 3
高規格道路課	5. 8. 3	建築住宅課	5. 8. 3
道路保全課	5. 8. 3	公共建築課	5. 8. 3
河川課	5. 8. 3		

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること  
を求めた。

- (a) 財産管理関係
- 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。(河川課)
- (修繕費 133,100円)



b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ロ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日	対象機関	実施年月日
	対象機関	実施年月日
	審査指導課	5. 8. 22
	工事検査課	5. 8. 22
	会計課	5. 8. 22

(イ) 結果

a 指導事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること

を求めた。

- (a) 財産管理関係
  - 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 42,768円、修繕費 174,009円) (審査指導課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ハ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
教育政策課	5. 8. 17	義務教育課	5. 8. 17
教職員課	5. 8. 17	生涯学習・文化財課	5. 8. 17
高校教育課	5. 8. 17	保健体育課	5. 8. 17

(イ) 結果

a 指導事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること

を求めた。

- (a) 財産管理関係
  - 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 193,028円、修繕費 92,708円) (高校教育課)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

ニ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
監査委員事務局	5. 7. 14	労働委員会事務局	5. 7. 18
人事委員会事務局	5. 7. 14		

(イ) 結果

指摘・指導事項はなかった。

ヌ 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	5. 8. 4	捜査第二課	5. 8. 4
県民サポート課	5. 8. 4	組織犯罪対策課	5. 8. 4
警務課	5. 8. 4	鑑識課	5. 8. 4
教養課	5. 8. 4	科学捜査研究所	5. 8. 4
会計課	5. 8. 4	機動捜査隊	5. 8. 4
厚生課	5. 8. 4	交通企画課	5. 8. 4
監察課	5. 8. 4	交通指導課	5. 8. 4
留置管理課	5. 8. 4	交通規制課	5. 8. 4
情報管理課	5. 8. 4	運転免許課	5. 8. 4
生活安全企画課	5. 8. 4	交通機動隊	5. 8. 4
地域指導課	5. 8. 4	高速道路交通警察隊	5. 8. 4
人身安全・少年課	5. 8. 4	公安課	5. 8. 4
生活環境課	5. 8. 4	警備課	5. 8. 4
サイバー犯罪対策課	5. 8. 4	機動隊	5. 8. 4
地域機動警察隊	5. 8. 4	原子力施設警備隊	5. 8. 4
刑事企画課	5. 8. 4	警察学校	5. 8. 4
捜査第一課	5. 8. 4		

(イ) 結果

a 指導事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じること

を求めた。

- (a) 財産管理関係
  - 公用車の事故(人身1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 32,878円) (人身安全・少年課)

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 569,327円) (地域機動警察隊)

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 445,632円) (捜査第一課)

- 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 266,277円) (組織犯罪対策課)

- 訓練用自動二輪車の転倒により、個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 169,015円、459,789円) (交通機動隊)

セ 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	5. 8. 22

- (イ) 結果
- a 指摘事項はなかった。
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 公営企業会計

ア 公営企業

イ 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院 (病院事業会計)	5. 8. 9	長寿福祉課 (病院事業会計)	5. 7. 18
公営企業課 (工業用水道事業会計) (水道用水供給事業会計) (臨海工業用地等造成事業会計) (臨海下水道事業会計)	5. 7. 18	河川課 (流域下水道事業会計)	5. 7. 18

(イ) 結果

- a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- (a) 収入関係
- 下水道料金の算定を誤り、178,086円の過大徴収となっていた。また、これにより還付加算金が発生していた。(公営企業課 (臨海下水道事業会計))
- b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 指導事項

改善を求めた指導事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入関係
- 公倉貸与料や庁舎維持管理負担金の算定を誤り過大に徴収し、還付しているものがあつた。
- (2) 支出関係
- 履行確認検査は、支払遅延防止法により、検査の時期を書面により約定しないときは、完了した旨の通知を受けた日から10日以内に行うとされているが、委託契約において、検査が遅れているものがあつた。
  - 通信料等の支払手続を誤ったため、口座引落不能となっているものや、支払期限を超えて支払っているものがあつた。
- (3) 契約関係
- 委託契約において、一括して発注が可能であるにもかかわらず、特段の理由なく分割して発注しているものがあつた。

- 会計局への購入依頼をしなければならない物品調達において、所属で購入しているものがあつた。
- 委託契約において、契約書に契約不適合責任に関する条項等を定めていないものがあつた。

(4) 工事関係

- 工事設計委託の変更において、3割を超える契約金額の増加があつたにもかかわらず、契約保証金の増額をしていないものがあつた。

(5) 財産管理関係

- 新たに取得した備品について、備品台帳に登録する金額を誤っているものがあつた。

(6) その他

- 出納員等による月1回の会計書類と帳簿の照合を行っていない所属があつた。

4 重点事項等

改善を求めた指導事項等の主なものは、次のとおりである。

(1) 定期監査 (財務監査)

ア 現金等の取扱いについて

- 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。
- 現金領収した手数料について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。

イ 補助金の執行について

- 交付要綱において交付申請書に添付を必要としている「県税の納税状況の確認に関する同意書」を、交付決定後に徴しているものがあつた。
- 交付決定前着手について、適正な手続が執られていないものがあつた。
- 補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあつた。

ウ 公用車の管理について

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
- 運転日誌の酒気確認欄の記載が漏れているものがあつた。
- 車歴台帳を整備していないものがあつた。また、内容を最新のものに更新していないものがあつた。

(2) 行政監査

ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

- 電子決裁対象文書について、特段の理由なく紙決裁としている所属があつた。
- 電子決裁対象文書で原本保存が必要な紙文書について、福井県電子決裁運用方針に定められた方法により保存していない所属があつた。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

1

支出事務、財産管理事務、契約事務を中心に、軽微な誤りや基本的な手続の不備が多く見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが形骸化することなく十分に働くよう、さらなる内部統

制の充実強化、効果発現に努められたい。  
また、財務会計システムの再構築をはじめとする各種システムの構築にあたっては、デジタル技術を活用し、誤りを未然に防止できるよう努められたい。

2 補助金交付事務については、交付決定や額の確定までの手順誤りや、計画変更承認が適正でないものなど、不備が多く見受けられたことから、改めて補助金交付要綱、補助金交付事務マニュアル等を厳守した適正な事務執行の徹底を図られたい。

3 公用車の事故等による修繕費の支出が多く発生している。県は交通安全、交通事故抑止を推進する立場であることを十分に認識し、安全運転意識の醸成に努めるとともに、事故の原因を分析し、未然防止に向けた対策を強化されたい。  
また、令和5年12月からの改正道路交通法施行規則の施行に伴い、運転前後における酒気確認等の適切な実施を徹底されたい。

4 地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、契約締結に当たっては、競争性のある契約方法をとることができないか十分に検討を行うことが必要である。可成り一定金額以内の契約については、随意契約によることができるが、一括して発注可能な契約を分割して発注しているものがあつたので、公正性や経済性の確保の観点から適正な事務の執行に務められたい。  
また、特命随意契約とする場合においても、業務内容や範囲を精査し、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど、競争性を確保するよう務められたい。

5 収入関係事務において、県税をはじめとする未収金については、これまでも県民負担の公平性確保の観点からその解消や発生防止に取り組まれているが、回収困難案件への対応方法等について、「債権回収アドバイザー」による相談制度の積極的な活用等を図り、引き続き適正な債権管理に取り組まれたい。

6 電子決裁・文書管理システムが令和4年4月から稼働し、文書の起案・決裁・保存等は電子化して行うこととなっているが、特段の理由なく紙決裁としているものや、誤った処理が多数見受けられた。業務効率化や職員の働き方改革等の推進のため、適切な運用を徹底されたい。

令和六年一月九日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県